



目 次	ページ
規 則	
◎高知県個人情報の保護に関する法律施行細則	1
◎知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	23
◎高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23

-----  
規 則  
-----

高知県個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第18号**

**高知県個人情報の保護に関する法律施行細則**  
(趣旨)

**第1条** この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を施行するため、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、政令及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。  
(漏えい等に係る本人に対する通知手続)

**第2条** 法第68条第2項本文の規定による保有個人情報の漏えい等の事態が生じた旨の通知は、別記第1号様式による保有個人情報漏えい等事態発生通知書により行うものとする。  
(保有個人情報開示請求書)

**第3条** 法第77条第1項に規定する開示請求書（以下「開示請求書」という。）は、別記第2号様式による保有個人情報開示請求書によるものとする。  
(開示請求書の補正要求の手続)

**第4条** 法第77条第3項の規定に基づき開示請求書の補正を求めようとするときは、別記第3号様式による保有個人情報開示請求書補正要求書により行うものとする。  
(本人等の確認のために必要な書類)

**第5条** 政令第22条第1項第1号のその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるものは、旅券その他同号に掲げる書類に類するものとして知事が認めるものとする。

2 政令第22条第1項第2号の開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類は、知事が別に定める。  
(代理人資格喪失届)

**第6条** 政令第22条第4項の規定による代理人の資格喪失の届出に係る書面は、別記第4号様式による代理人資格喪失届によるものとする。  
(保有個人情報開示決定通知書等)

**第7条** 法第82条第1項の規定による保有個人情報の開示決定の通知に係る書面は、保有個人情報の全部を開示するときにあつては別記第5号様式による保有個人情報開示決定通知書に、保有個人情報の一部を開示するときにあつては別記第6号様式による保有個人情報部分開示決定通知書によるものとする。

2 法第82条第2項の規定による保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知に係る書面は、保有個人情報の全部を開示しないときにあつては別記第7号様式による保有個人情報不開示決定通知書に、保有個人情報の存否を明らかにしないときにあつては別記第8号様式による保有個人情報存否応答拒否決定通知書に、個人情報を保有していないときにあつては別記第9号様式による個人情報不存在決定通知書によるものとする。  
(保有個人情報開示決定等期間延長通知書等)

**第8条** 法第83条第2項及び条例第5条第2項の規定による開示決定等の期間延長の通知に係る書面は、別記第10号様式による保有個人情報開示決定等期間延長通知書によるものとする。

2 法第84条及び条例第6条の規定による開示決定等の期限の特例適用の通知に係る書面は、別記第11号様式による保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書によるものとする。  
(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

**第9条** 法第85条第1項の規定による開示請求に係る事案を移送した旨の通知に係る書面は、別記第12号様式による保有個人情報開示請求事案移送通知書によるものとする。  
(第三者意見書提出機会付与決定通知書等)

**第10条** 法第86条第1項の規定による意見書提出の機会の付与に係る通知は、別記第13号様式による保有個人情報第三者意見書提出機会付与決定通知書により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による意見書提出の機会の付与の通知に係る書面は、別記第14号様式による保有個人情報第三者意見書提出機会付与通知書によるものとする。

3 法第86条第3項の規定による開示決定をした旨等の通知に係る書面は、別記第15号様式による保有個人情報開示決定第三者

通知書によるものとする。

(電磁的記録についての開示の方法等)

**第11条** 法第87条第1項の保有個人情報が電磁的記録に記録されているときの開示について行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等の電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等についての申出に係る政令第26条第1項の書面は、別記第16号様式による保有個人情報開示実施方法等申出書によるものとする。

3 保有個人情報の開示の実施は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

4 知事は、地方公共団体等行政文書（法第87条第1項ただし書のその写しを含む。）の閲覧をする者が当該地方公共団体等行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

5 地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けることができる部数は、開示請求1件につき1部とする。  
(写し等の交付に係る費用の納付の方法)

**第12条** 条例第7条第1項ただし書の地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の納付の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 知事が発行する納入通知書又は納付書により納付する方法

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第3項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法  
(送付に要する費用の納付の方法等)

**第13条** 政令第28条第4項の送付に要する費用は、郵便料金とする。

2 政令第28条第4項の地方公共団体等行政文書の写し等の送付に要する費用の納付について地方公共団体の規則で定める方法は、前条各号に掲げる方法とする。ただし、知事が特に認める場合は、郵便切手により納付することができる。  
(写し等の交付に係る費用の不徴収等)

**第14条** 法第93条第1項の規定による決定に基づく訂正請求に係る保有個人情報の訂正に伴い訂正請求者から当該保有個人情報

の開示を求められたときは、条例第7条第1項ただし書の地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用（政令第28条第4項の送付に要する費用を含む。）の納付を要しない。

2 前項の規定は、既に地方公共団体等行政文書の写し等を交付した部分について、裁決又は判決に基づき開示をする範囲を広げて再度開示をする場合に準用する。

3 条例第7条第3項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 当該特定個人情報に係る本人が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額を免除することが適当であると知事が認めた場合

4 条例第7条第3項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の免除を受けようとする者は、開示請求書の提出を行う際に別記第17号様式による特定個人情報開示費用免除等申請書に前項各号に掲げる場合に該当することを証明することができる書面を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、当該写し等の交付を受けるまでに提出することができる。

5 条例第7条第3項の規定に基づき特定個人情報の開示をする場合において地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額を減額する場合及び当該減額する場合の額は、知事が別に定める。

6 第4項の規定は、前項の写し等の交付に係る費用の額を減額する場合について準用する。

7 知事は、第4項（前項において準用する場合を含む。）の規定による申請があった場合において、地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による特定個人情報開示費用免除等承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときは別記第19号様式による特定個人情報開示費用免除等不承認通知書によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。  
（保有個人情報訂正請求書等）

**第15条** 法第91条第1項に規定する訂正請求書（次条において「訂正請求書」という。）は、別記第20号様式による保有個人情報訂正請求書によるものとする。

2 法第90条第2項に規定する訂正請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、第7条第1項の保有個人情報開示決定通知書若しくは保有個人情報部分開示決定通知書又は法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報が記載されているもの

の写しを提示しなければならない。

（訂正請求書の補正要求の手続）

**第16条** 法第91条第3項の規定に基づき訂正請求書の補正を求めようとするときは、別記第21号様式による保有個人情報訂正請求書補正要求書により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

**第17条** 法第93条第1項の規定による保有個人情報の訂正をすることの決定をした旨の通知に係る書面は別記第22号様式による保有個人情報訂正決定通知書に、同条第2項の規定による保有個人情報の訂正をしないことの決定をした旨の通知に係る書面は別記第23号様式による保有個人情報非訂正決定通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書等）

**第18条** 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期間延長の通知に係る書面は、別記第24号様式による保有個人情報訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

2 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例適用の通知に係る書面は、別記第25号様式による保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送通知書）

**第19条** 法第96条第1項の規定による訂正請求に係る事案を移送した旨の通知に係る書面は、別記第26号様式による保有個人情報訂正請求事案移送通知書によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

**第20条** 法第97条の規定による保有個人情報の訂正を実施した旨の通知に係る書面は、別記第27号様式による保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書等）

**第21条** 法第99条第1項に規定する利用停止請求書（次条において「利用停止請求書」という。）は、別記第28号様式による保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

2 法第98条第2項に規定する利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、第7条第1項の保有個人情報開示決定通知書若しくは保有個人情報部分開示決定通知書又は法第98条第1項各号に掲げる保有個人情報が記載されているものの写しを提示しなければならない。

（利用停止請求書の補正要求の手続）

**第22条** 法第99条第3項の規定に基づき利用停止請求書の補正を求めようとするときは、別記第29号様式による保有個人情報利用停止請求書補正要求書により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

**第23条** 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用停止をすることの決定をした旨の通知に係る書面は別記第30号様式による保有個人情報利用停止決定通知書に、同条第2項の規定による保有個人情報の利用停止をしないことの決定をした旨の

通知に係る書面は別記第31号様式による保有個人情報非利用停止決定通知書によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書等）

**第24条** 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間延長の通知に係る書面は、別記第32号様式による保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

2 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例適用の通知に係る書面は、別記第33号様式による保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書によるものとする。

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

**第25条** 第5条の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第1項中「政令第22条第1項第1号」とあるのは「政令第29条において準用する政令第22条第1項第1号」と、同条第2項中「政令第22条第1項第2号」とあるのは「政令第29条において準用する政令第22条第1項第2号」と読み替えるものとする。

（開示請求等に係る委任状）

**第26条** 政令第22条第3項（政令第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の本人の代理人であることを示すための委任状（請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）は、法第76条第2項に規定する開示請求にあつては別記第34号様式又は別記第35号様式による委任状（開示請求用）に、訂正請求にあつては別記第36号様式による委任状（訂正請求用）に、利用停止請求にあつては別記第37号様式による委任状（利用停止請求用）によるものとする。この場合において、委任状には本人の実印を押印し、当該実印の印鑑証明書（請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。

（口頭による開示の求めに基づく保有個人情報の提供）

**第27条** 知事は、法第69条第2項第1号の規定に基づき、口頭により保有個人情報の開示の求めがあつたときは、当該保有個人情報が記載された書面を閲覧させる方法により、保有個人情報（次に掲げる事項を告示するものに限る。）を提供することができる。

(1) 口頭により開示の求めができる保有個人情報の項目

(2) 口頭により保有個人情報の開示の求めができる期間及び場所

（インターネットの利用による公表の方法等）

**第28条** 条例第16条第1項の規定によるインターネットを利用する方法による公表は、高知県のホームページにより行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定により個人情報ファイルについて公表するものは、同項に定めるもののほか、個人情報ファイルの種別（法第60条第2項第1号に掲げる個人情報ファイルにあつては、政令第21条第7項に規定する個人情報ファイルがあると

きは、その旨を含む。）とする。

（委任）

**第29条** この規則に定めるもののほか、法及び政令並びに条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（高知県個人情報保護制度委員会規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - （1）高知県個人情報保護制度委員会規則（平成13年高知県規則第15号）
  - （2）知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）
  - （3）高知県個人情報保護審査会規則（平成13年高知県規則第145号）
  - （4）事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第146号）  
（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則等の廃止に伴う経過措置）
- 3 条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例（同項に規定する「旧条例」をいう。次項において同じ。）の規定に係る前項第2号の規定による廃止前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（附則第5項において「旧規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 4 令和4年度分に係る運用状況の公表の方法については、旧規則第18条の規定を適用する。
- 5 附則第2項第4号の規定による廃止前の事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則第2条から第4条までの規定は、旧条例第39条の規定に基づきされる措置については、なおその効力を有する。

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報漏えい等事態発生通知書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項に規定する事態が生じたので、同条第2項本文及び個人情報の保護に関する法律施行規則第45条の規定により次のとおり通知します。

個人情報の保護に関する法律施行規則第43条各号のいずれかに該当する事態の概要	
漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目	
当該事態が生じた原因	
二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
その他参考となる事項	

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

開示請求をする者 郵便番号
住所又は居所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び）
代表者の職・氏名
電話番号

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づき次のとおり保有個人情報の開示を請求しますので、同法第77条第1項及び第2項並びに個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項から第3項までの規定により関係書類を添えて開示請求書を提出します。

Table with 2 columns: 個人情報又は特定個人情報の別, 開示を請求する保有個人情報の別, 求める開示の実施の方法等, 本人の状況等 (代理人が開示を請求する場合に記入してください。)

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状（開示請求用）（別記第34号様式又は別記第35号様式）その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。また、健康保険被保険者証を複写機により複写したものを提出するときは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

※下欄には、記入しないでください。

Table with 2 columns: 本人等の確認, 担当課等名等

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報開示請求書補正要求書

年 月 日付けの保有個人情報開示請求書については、形式上の不備がありますので、個人情報の保護に関する法律第77条第3項の規定に基づき次のとおり補正を求めます。

Table with 2 columns: 補正が必要な箇所及びその内容, 補正後の保有個人情報開示請求書の提出期限, 備考



第4号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者（資格喪失代理人） 郵便番号
住所又は居所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

代理人資格喪失届

年 月 日付けの保有個人情報開示請求書を提出しました代理人について、その資格を喪失しましたので、個人情報の保護に関する法律施行令第22条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

Table with 2 columns: Reason for loss of agent qualification, Date of loss, Other reference items.

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により全部を開示することを決定しましたので、同項及び個人情報の保護に関する法律施行令第24条の規定により次のとおり通知します。

Table with 2 columns: Disclosure determination details, Agent information, Remarks.

(教示)
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第6号様式** (第7条関係)

第 年 月 号 日

様

高知県知事



保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により一部を除いて開示することを決定しましたので、同項及び個人情報の保護に関する法律施行令第24条の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
保有個人情報の開示をしない部分及びその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	<p>1 開示請求書において希望されたとおりです。 方法： 日時： 場所：</p> <p>2 開示請求書において希望されたとおりではありません。 方法： 日時： 場所：</p> <p>3 次の日時のうちから希望される日時を指定して、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記第16号様式）を提出してください（1又は2で指定されている方法等の変更を希望される場合にも、提出することができます。）。 日時： 場所：</p> <p>4 写し等の郵送による場合の準備日数及び費用（見込額） 日数： 日間程度 郵送費用： 円</p>
担当課等名等	電話番号 内線
備考	
注	<p>1 指定された日時に来られないときは、事前に担当課等に連絡してください。</p> <p>2 開示を受ける場合は、この通知書を提示してください。ただし、この通知書を提示することができない場合は、開示決定を受けた本人、法定代理人又は任意代理人であることを証明する書類を提示してください。</p> <p>3 写し等の郵送による場合は、郵送費用に加えて、写し等の交付に係る費用の納付が必要です。</p>

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第7号様式** (第7条関係)

第 年 月 号 日

様

高知県知事



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により開示しないことを決定しましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
保有個人情報を開示しない理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報存否応答拒否決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第81条及び第82条第2項の規定により存否を明らかにしないことを決定しましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
保有個人情報の存否を明らかにしない理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第9号様式 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



個人情報不存在決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により個人情報を保有していないことを決定しましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
個人情報を保有していない理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第10号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項前段及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項前段の規定に基づき開示決定等の期間を延長することとしましたので、同法第83条第2項後段及び同条例第5条第2項後段の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間満了年月日	年 月 日
延長後の期間及び期間満了年月日	日（年 月 日）
開示決定等の期間を延長することとした理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

第11号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第84条前段及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例第6条前段の規定に基づき開示決定等の期限の特例を適用しますので、同法第84条後段及び同条例第6条後段の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期間満了年月日	年 月 日
開示決定等の期限の特例を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課等名等	電話番号 内線
備考	



**第12号様式**（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項前段の規定に基づき当該開示請求に係る事案を移送しましたので、同項後段の規定により次のとおり通知します。

なお、当該開示請求についての開示決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求を受けた担当課等名等	電話番号 内線
移送年月日	年 月 日
開示請求に係る事案を移送した理由	
移送先の行政機関等の名称等	電話番号 内線
備考	

**第13号様式**（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報第三者意見書提出機会付与決定通知書（照会）

あなた（貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（以下「意見書」といいます。）を提出していただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課等名等）	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県知事 様

提出者 郵便番号

住所又は居所

氏名

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付け 第 号で照会のありました保有個人情報を開示することについて、次のとおり意見書を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されても支障又は不利益はありません。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されると支障又は不利益があります。 1 支障又は不利益がある部分  2 支障又は不利益の具体的な内容
提出者の連絡先（担当部署名、電話番号等）	

第14号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報第三者意見書提出機会付与通知書（照会）

あなた（貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（以下「意見書」といいます。）を提出していただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	<input type="checkbox"/> 第86条第2項第1号適用 <input type="checkbox"/> 第86条第2項第2号適用 適用理由 （ ）
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課等名等）	電話番号 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

別紙

年 月 日

高知県知事 様

提出者 郵便番号  
 住所又は居所  
 氏名  
 （法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在  
 地、名称及び代表者の職・氏名）  
 電話番号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付け 第 号で照会のありました保有個人情報を開示することについて、次のとおり意見書を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されても支障又は不利益はありません。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されると支障又は不利益があります。 1 支障又は不利益がある部分  2 支障又は不利益の具体的な内容
提出者の連絡先（担当部署名、電話番号等）	

第15号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報開示決定第三者通知書

あなた（貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定年月日	年 月 日
開示実施年月日	年 月 日
開示決定に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
  - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第16号様式**（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申出者（開示を受ける者） 郵便番号  
住所又は居所  
氏名  
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の職・氏名）  
電話番号

保有個人情報開示実施方法等申出書

開示決定を受けました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により次のとおり開示の実施の方法等について申し出ます。

保有個人情報（部分）開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日 付 け		第 号
開示決定に係る保有個人情報の名称等			
開示決定に係る保有個人情報の一部についてのみ開示の実施を求める場合は、その部分			
開示の実施の方法等	方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 （ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ））	
		<input type="checkbox"/> 写し等の交付 （ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ））	
		<input type="checkbox"/> 写し等の郵送 （ <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ））	
	場所		
	日時	年 月 日 時 頃	
その他参考となる事項			

- 注 1 「開示の実施の方法等」欄は、先に交付しました保有個人情報（部分）開示決定通知書の「開示の実施の方法等」欄に記載している内容に応じて記入してください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求めることができますので、その場合は、「開示の実施の方法等」の「方法」欄にその部分を特定することができるように記入してください。
- 3 この申出書は、正当な理由がない限り、保有個人情報（部分）開示決定通知書の交付を受けた日から30日以内に提出してください。

**第17号様式**（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

開示請求をする者 郵便番号  
住所又は居所  
氏名  
電話番号

特定個人情報開示費用免除等申請書

開示を請求する特定個人情報である保有個人情報について、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例第7条第3項の規定に基づき地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の減免を受けたいので、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第14条第4項（第14条第6項において準用する同条第4項）の規定により次のとおり申請します。

開示を請求する特定個人情報である保有個人情報	
写し等の交付に係る費用の額の減免を求める理由	<input type="checkbox"/> 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている （受けている扶助の種類： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他参考となる事項	

注 「写し等の交付に係る費用の額の減免を求める理由」欄に記入している事実を証明することができる書面を添えてください。

**第18号様式**（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



特定個人情報開示費用免除等承認通知書

年 月 日付けで申請がありました特定個人情報の開示に伴う地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の減免については、承認しますので、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第14条第7項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る特定個人情報である保有個人情報の名称等	
開示決定年月日	年 月 日
写し等の交付に係る費用の額	円
減免をする写し等の交付に係る費用の額	円
決定した写し等の交付に係る費用の額	円
写し等の送付に要する費用の額	円
納付が必要な費用の額（合計額）	円
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

**第19号様式**（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



特定個人情報開示費用免除等不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました特定個人情報の開示に伴う地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額の減免については、減免ができる理由に該当しませんので、高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第14条第7項の規定により次のとおり通知します。

開示請求に係る特定個人情報である保有個人情報の名称等	
開示決定年月日	年 月 日
写し等の交付に係る費用の額	円
写し等の送付に要する費用の額	円
納付が必要な費用の額（合計額）	円
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



**第20号様式**（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

訂正請求をする者 郵便番号  
住所又は居所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の職・氏名)  
電話番号

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律第90条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり保有個人情報の訂正を請求しますので、同法第91条第1項及び第2項並びに個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項から第3項まで並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第15条第2項の規定により関係書類を添えて訂正請求書を提出します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
保有個人情報（部分）開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日付け 第 号
開示決定に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	趣旨： 理由：
本人の状況等（代理人が訂正を請求する場合に記入してください。）	本人の氏名
	本人の住所 又は居所
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状（訂正請求用）（別記第36号様式）その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。また、健康保険被保険者証を複写機により複写したものを提出するときは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 5 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

※下欄には、記入しないください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ )
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ )
担当課等名等	電話番号 担当者名 内線
備考	

**第21号様式**（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印

保有個人情報訂正請求書補正要求書

年 月 日付けの保有個人情報訂正請求書については、形式上の不備がありますので、個人情報の保護に関する法律第91条第3項の規定に基づき次のとおり補正を求めます。

補正が必要な箇所及びその内容	
補正後の保有個人情報訂正請求書の提出期限	年 月 日
備考	

## 第22号様式（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により訂正することを決定しましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨	
訂正をする内容	
訂正をする理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 第23号様式（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 保有個人情報非訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により訂正をしないことを決定しましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨	
訂正をしないこととした理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第24号様式**（第18条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項前段の規定に基づき訂正決定等の期間を延長しますので、同項後段の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間満了年月日	年 月 日
延長後の期間及び期間満了年月日	日（年 月 日）
訂正決定等の期間を延長する理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

**第25号様式**（第18条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第95条前段の規定に基づき訂正決定等の期限の特例を適用しますので、同条後段の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正決定等の期間満了年月日	年 月 日
訂正決定等の期限の特例を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

**第26号様式**（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項前段の規定に基づき当該訂正請求に係る事案を移送しましたので、同項後段の規定により次のとおり通知します。

なお、当該訂正請求についての訂正決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求を受けた担当課等名等	電話番号 内線
移送年月日	年 月 日
訂正請求に係る事案を移送した理由	
移送先の行政機関等の名称等	電話番号 内線
備考	

**第27号様式**（第20条関係）

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等）様

高知県知事 

保有個人情報訂正実施通知書

貴職に提供しています保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求事案移送通知書の日付及び番号	年 月 日付け 第 号
訂正実施年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨	
訂正を実施した内容	
訂正を実施した理由	
訂正を実施した担当課等名等	電話番号 内線
備考	

第28号様式（第21条関係）

年 月 日

高知県知事 様

利用停止請求をする者 郵便番号  
住所又は居所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の職・氏名)  
電話番号

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律第98条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり保有個人情報の利用停止を請求しますので、同法第99条第1項及び第2項並びに個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項から第3項まで並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第21条第2項の規定により関係書類を添えて利用停止請求書を提出します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
保有個人情報（部分）開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日付け 第 号
開示決定に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	趣旨： <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 理由：
本人の状況等（代理人が利用停止を請求する場合に記入してください。）	本人の氏名
	本人の住所又は居所
	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状（利用停止請求用）（別記第37号様式）その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。また、健康保険被保険者証を複写機により複写したものを提出するときは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。
- 5 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ )			
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ )			
担当課等名等	電話番号	担当者名	内線	
備考				

第29号様式（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

印

保有個人情報利用停止請求書補正要求書

年 月 日付けの保有個人情報利用停止請求書については、形式上の不備がありますので、個人情報の保護に関する法律第99条第3項の規定に基づき次のとおり補正を求めます。

補正が必要な箇所及びその内容	
補正後の保有個人情報利用停止請求書の提出期限	年 月 日
備考	



## 第30号様式（第23条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により利用停止をすることを決定しましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
利用停止請求の趣旨	
利用停止をする内容	
利用停止をする理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 第31号様式（第23条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



## 保有個人情報非利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により利用停止をしないことを決定しましたので、同項の規定により次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
処分決定年月日	年 月 日
利用停止請求の趣旨	
利用停止をしないこととした理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

**第32号様式**（第24条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項前段の規定に基づき利用停止決定等の期間を延長しますので、同項後段の規定により次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間満了年月日	年 月 日
延長後の期間及び期間満了年月日	日（ 年 月 日）
利用停止決定等の期間を延長する理由	
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

**第33号様式**（第24条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けでされました保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律第103条前段の規定に基づき利用停止決定等の期限の特例を適用しますので、同条後段の規定により次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止決定等の期間満了年月日	年 月 日
利用停止決定等の期限の特例を適用する理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日
担当課等名等	電話番号 内線
備考	

**第34号様式**（第26条関係）

委任状（開示請求用）

代理人 住所又は居所  
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 保有個人情報の開示請求書の補正要求を受ける権限及び当該補正を行う権限
- 3 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限を延長する旨の通知を受ける権限
- 5 開示決定等の期限の特例規定を適用する旨の通知を受ける権限
- 6 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限並びに開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知、保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定通知及び個人情報を保有していない旨の決定通知を受ける権限
- 7 開示の実施の方法その他の事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

委任者 住所又は居所  
氏名  
電話番号



注 印鑑は、実印を押印し、その実印の印鑑証明書（請求の日前30日以内に作成されたものに限り。）を添えてください。

**第35号様式**（第26条関係）

委任状（開示請求用）

代理人 住所又は居所  
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報である保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 特定個人情報である保有個人情報の開示請求書の補正要求を受ける権限及び当該補正を行う権限
- 3 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限を延長する旨の通知を受ける権限
- 5 開示決定等の期限の特例規定を適用する旨の通知を受ける権限
- 6 開示請求に係る特定個人情報である保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限並びに開示請求に係る特定個人情報である保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知、特定個人情報である保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定通知及び特定個人情報である個人情報を保有していない旨の決定通知を受ける権限
- 7 開示の実施の方法その他の事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 8 開示請求に係る写し等の交付に係る費用の額の免除又は減額の申請を行う権限並びに開示請求に係る写し等の交付に係る費用の額の免除又は減額をする旨の決定通知及び開示請求に係る写し等の交付に係る費用の額の免除又は減額をしない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 住所又は居所  
氏名  
電話番号



注 印鑑は、実印を押印し、その実印の印鑑証明書（請求の日前30日以内に作成されたものに限り。）を添えてください。

**第36号様式**（第26条関係）

委任状（訂正請求用）

代理人 住所又は居所  
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 保有個人情報の訂正請求書の補正要求を受ける権限及び当該補正を行う権限
- 3 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限を延長する旨の通知を受ける権限
- 5 訂正決定等の期限の特例規定を適用する旨の通知を受ける権限
- 6 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

Ⓜ

注 印鑑は、実印を押印し、その実印の印鑑証明書（請求の日前30日以内に作成されたものに限りま

**第37号様式**（第26条関係）

委任状（利用停止請求用）

代理人 住所又は居所  
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 保有個人情報の利用停止請求書の補正要求を受ける権限及び当該補正を行う権限
- 3 利用停止決定等の期限を延長する旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止決定等の期限の特例規定を適用する旨の通知を受ける権限
- 5 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

委任者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

Ⓜ

注 印鑑は、実印を押印し、その実印の印鑑証明書（請求の日前30日以内に作成されたものに限りま

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第19号

#### 知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（死者に係る個人に関する情報の開示等）

**第1条の2** 条例第6条第1項ただし書の規定に基づき、個人に関する情報（死者に関するものに限る。）を開示することができる者は、次に掲げる者とする。

（1）当該死者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は2親等以内の血族

（2）当該死亡した未成年者又は成年被後見人の生前における法定代理人

（3）前2号に掲げる者のほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）第9条第1項の規定により置かれた高知県個人情報保護審議会（第3項において「審議会」という。）の意見を聴いて知事が認める者

2 前項に規定する者は、公文書の開示を請求するときは、知事に対し、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

（1）当該者に係る運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券その他これらに類する書類として知事が認めるもの

（2）当該者に係る戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書その他その資格を証明する書類として知事が認めるもの

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、当該情報を開示することにより当該死者の利益を害するおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該情報の全部又は一部について開示しないことができる。

4 第1項に規定する者は、知事に対し、当該死者に代わって訂正請求（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第90条第2項に規定する訂正請求をいう。以下この条において同じ。）及び利用停止請求（同法第98条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下この条において同じ。）をすることができる。ただし、訂正決定等（同法第94条第1項に規定する訂正

決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（同法第102条第1項に規定する利用停止決定等をいう。）又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、同法及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の定めるところによる。

5 前項の規定に基づく訂正請求及び利用停止請求に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第2条中「第6条第1項第2号ウ」を「第6条第1項第2号エ」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「又は前項の入力事項」を削り、同項を同条第2項とする。

第4条の3第3項中「第12条の2第3項」を「第12条の2第4項」に改める。

第5条第3項中「公文書等の写し等」を「公文書の写し等（条例第13条第3項の公文書を複写した物の写し等を含む。第7条第1項において同じ。）」に改める。

第7条を次のように改める。

（費用負担を要しない場合等）

**第7条** 条例第14条第1項ただし書の知事が別に定める場合は、既に公文書の写し等を交付した部分について、裁決又は判決に基づき開示する範囲を広げて再度開示する場合とする。

2 条例第14条第3項の知事が別に定める送付に要する費用は、郵便料金とする。

第8条を削り、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（インターネットの利用による公表の方法）

**第9条** 条例第18条の規定によるインターネットを利用する方法による公表は、高知県のホームページにより行うものとする。

第10条及び別表を削る。

別記第10号様式中「第6条第1項第3号ただし書」を「第6条第1項第4号ただし書」に改める。

別記第11号様式中「第12条の2第3項」を「第12条の2第4項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に開示決定等がされた公文書に係る公文書等の写し等の交付に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

3 令和4年度分に係る運用状況の公表の方法については、この規則による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則第10条の規定を適用する。

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第20号

#### 高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和元年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。



## 別表 (第34条、第35条関係)

特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用の額

特定歴史公文書等の種類	交付するものの区分	金額
1 文書 (2を除き、複製物を含む。)	(1) 用紙に複写したものの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの(単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に複写したものの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの(多色刷り)	用紙1枚につき20円
	(3) 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
2 電磁的記録又はマイクロフィルム	(1) 用紙に出力したもの(単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に出力したもの(多色刷り)	用紙1枚につき20円
	(3) 電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
3 写しを外部に委託して作成したもの		写しの作成に要する額

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

2 特定歴史公文書等が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ(用紙2枚)として交付する。ただし、特定歴史公文書等を利用する者の希望等により両面のを交付する場合(特定歴史公文書等が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。)は、片面を用紙1枚として金額を算定する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に利用させる決定がされた特定歴史公文書等に係る当該特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用の徴収については、なお従前の例による。